

中小企業経営者の実態

8月号

2022

FOR SOCIAL VALUE

BLUE REPORT mini

中小企業と電子帳簿保存法

～法改正への理解と対応～

2022年 7月 29日 フォーバル編集

SUBJECT

電子帳簿保存法について

2021年12月に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」では、経理業務の効率化をさらに進める目的で電子帳簿保存法の改正が盛り込まれ、2022年1月1日から施行されました。

電子帳簿保存法とは国税に関する帳簿書類を電子データで保存するとき等の方法について定める法律です。具体的には①電子ソフトなどで作成した帳簿や国税関係書類をデータのまま保存、②紙で受領・作成した書類をスキャナで読み取り画像データで保存、さらに③電子メールなどで授受した取引情報をそのままデータで保存の3つの方法があります。

デジタル化の進捗に合わせてこれまで数回にわたり改正が重ねられてきましたが、今回の改正のポイントは主に以下のようなものです。

- ・ 税務署長の事前承認制度の廃止
- ・ 保存する際の要件が緩和（タイムスタンプ要件・検索要件・スキャナ保存適正事務処理要件）
- ・ 電子取引で授受されたものに関する、電子データによる保存の義務付けと、紙に印刷してから保

存することを廃止

違反した際には、青色申告の承認の取り消しや追徴課税、推計課税などの可能性があります。また、今回の措置に関しては「宥恕（ゆうじょ）措置」（猶予期間）として2023年12月末までの2年間で設定されています。これは社内システムの整備に時間がかかる場合を想定しての措置ですが、原則として2022年1月から電子取引のデータによる保存の義務付けは始まっており、施行自体の延期という意味ではありません。またこの宥恕措置が過ぎればチェックが厳しくなる可能性があるため、早めの対策が必要になるでしょう。

同法の改正は企業の規模に関係なく取り組まなければならないことですが、中小企業の取り組みは果たして進んでいるのでしょうか。同法に関する中小企業の理解度や対応状況に関する調査を行いました。

CONTENTS

ブルーレポートmini 2022年8月号 目次

1. 改正電子帳簿保存法への理解	3
1-1. 改正電子帳簿保存法についての内容理解	3
1-2. 理解できていない理由	4
2. 改正電子帳簿保存法への対応	5
2-1. 改正電子帳簿保存法への対応有無	5
2-2. 改正電子帳簿保存法への具体的な対応	6
2-3. 具体的な対応をする上で苦労したポイント	7
3. 改正電子帳簿保存法についての説明有無	8
4. まとめ	9

1. 改正電子帳簿保存法への理解

電子帳簿保存法の制定は1998年と20年以上前のことであり、これまで時代の変化に合わせて幾度の改正を経てきている。しかしその内容がすべて理解されているとは言えず、特に2022年1月からの改正では電子データでやり取りをしたものについ

ては電子データでの保管が義務付けされるなど、新しい取り組みも始まっている。

こうした改正の内容については、中小企業経営者も理解をしておく必要があるが、今回の改正についてどの程度の理解が進んでいるのだろうか。

1-1. 改正電子帳簿保存法についての内容理解

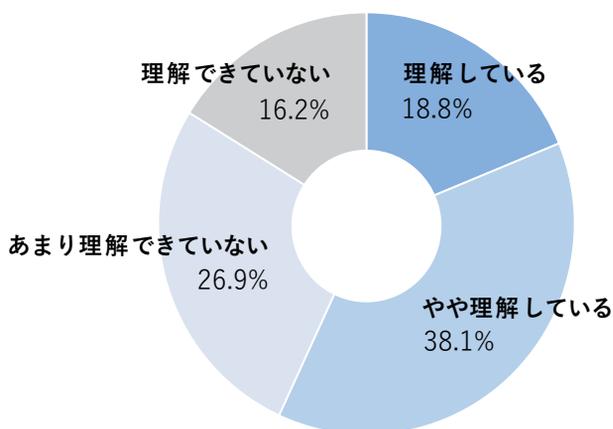
2021年12月に閣議決定され、2022年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法の内容について、「理解している」と回答した企業は233社、「やや理解している」と回答した472社と合わせて、全体の56.9%が理解しているとの回答を示した。

一方で、「あまり理解できていない」は333社（26.9%）、「理解できていない」は202社（16.2%）との結果となった。そもそもこの法改正について理解していない企業は、この「理解できていない」に含まれていると考えられる。

全体として理解している企業の割合の方が大きかった背景には、改正法の施行から半年がたっていることや、近年の度重なる改正により電子取引に関する制度が注目されてきたこと、日々の業務に直結することから企業側の関心が高いことなどがうかがえる。

一方で、認知は進みつつも、理解が進まない企業もある程度存在していることもわかった。こうした企業に対しては、これまで以上に理解を進める情報提供が必要になるだろう。

■ 改正電子帳簿保存法についての内容理解 (n=1,240)



調査期間：2022年5月23日～6月30日

1-2. 理解できていない理由

続けて、改正電子帳簿保存法について「あまり理解できていない」「理解できていない」と回答した535社に対し、その理由を聞いたのが以下のグラフである（無効回答1社を除いて分析）。

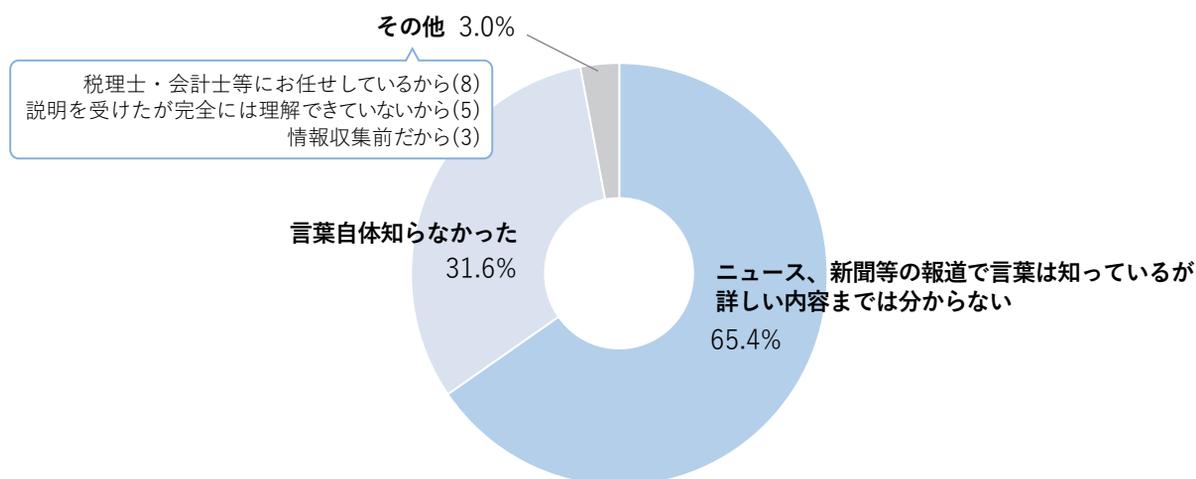
最も多かったのは「ニュース、新聞等の報道で言葉は知っているが詳しい内容までは分からない」と回答した349社で、およそ3社に2社が選択した結果となった。一方、「言葉自体知らなかった」と回答した企業は169社に及び、回答企業に占める割合は31.6%であった。

回答全体から、改正法についての理解ができていない理由を見ると、同法に関する認知に加えて、詳しい内容の理解が進んでいない状況があることがわかった。また「言葉自体知らなかった」と回答した人も含めて、やはり知ってもらうための工

夫をより進めた方がよいだろう。

これとは別に、同法に関する理解が進まない背景には、「その他」の回答で最も多かった「税理士・会計士等にお任せしているから」（8社）のような、外部の専門家に任せていることによる理解不足の可能性もある。「説明を受けたが完全には理解できていないから」（5社）と回答した企業についても、同様の外部専門家による解説を受け、それでも理解ができなかった可能性がある。今回の法改正は税務申告に関連するものであり、専門家に一任してしまう経営者もいると推察される。しかしながら日々の業務と切り離せないものであり、今後の業務効率化にも資する取り組みであるとも言える。こうした法改正については経営者として理解を進めておく必要があるだろう。

■ 理解できていない理由（n=534）



※対象外の回答は除外。 調査期間：2022年5月23日～6月30日

2. 改正電子帳簿保存法への対応

改正電子帳簿保存法については、2022年1月にすでに施行されており、多くの中小企業もその対応を検討、実施していることと思われる。一方で社内システムの改築や新規導入、従業員教育、業務フロー改善など取り組まなければならないものが多いことから、対応に躊躇してしまっている企業も

あるだろう。

同法、特に改正された内容に基づいて、中小企業はどの程度対応を進めているのか、実態を把握する調査を行い、具体的な内容についても聞いた。

2-1. 改正電子帳簿保存法への対応有無

改正電子帳簿保存法について「理解している」（233社）、「やや理解している」（472社）と回答した705社に対して、その対応を進めているかどうかを聞いた。

「対応済み」と回答した企業は117社と全体の16.6%にとどまった。「取り組み中」と回答した企業と合わせると、55.5%の企業がこの度の改正に伴う対応を進めていることになる。

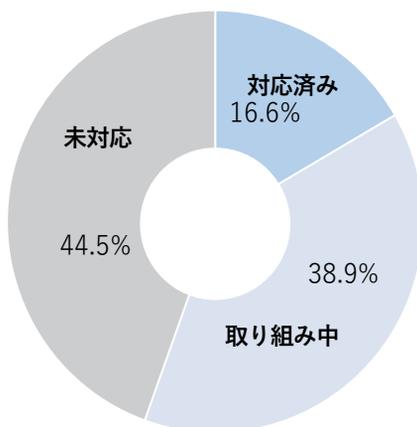
しかしながら、今回の法改正に伴う取り組みは2022年1月からすでに始められているものであり、「対応済み」が2割程度にとどまっていることは進捗の遅さを感じざるを得ない。「電子取引の取引

情報に係る電磁的記録の保存義務化」については2年間の宥恕措置が取られており、その間は特に税務署への届け出が不要であるものの、「取り組み中」と回答した企業もなるべくこの間に早く対応できる状態にすることが求められる。

そして、最も多かったのは「未対応」の314社で、これは回答企業中では44.5%に及んだ。

今回の法改正について理解しているものの対応まで進めていないという企業がまだまだ多いことがわかる。その場合は宥恕期間を活用して、早急な対応が必要になるだろう。

■ 電子帳簿保存法改正への対応有無（n=705）



2-2. 改正電子帳簿保存法への具体的な対応

さらに、改正電子帳簿保存法について「理解している」「やや理解している」と回答した705社のうち、実際に対応を進めている391社に対し(※)、具体的にどのような対応をしたか、あるいは現在しているかについて聞いた。

最も多かったのは「データをサーバーやクラウドに保存」の103社で、回答に占める割合が28.4%に及んだ。また3番目に多かった「データをPCに保存」(84社・同23.1%)と合わせると、51.5%に及ぶ企業がデータ管理への取り組みを挙げた。

今回の法改正は、データ保存に関する要件が緩和されることで企業側の負担が減ることに加えて、電子取引についての電子データ管理が義務化されることが注目されている。これまでは電子取引であっても紙書面での保存が認められていたものも電子データ管理が必要になる。この点について、積極的に対応しようとする企業の姿が浮き彫りになった。

ただし、単に電子データ化ができていればよい、というものでもない。タイムスタンプの付与も含

めて改ざんができない状態にすること、また従業員がうっかりミスをすることも避けなければならない。長期間にわたり適切に管理できる環境整備も必要になるだろう。

このように積極的に対応しようとする企業がある一方で、それ以外の回答結果についてみると、対応があまり進んでいない状況も垣間見える。2番目に多かった「税理士・会計士等に相談している」(92社・同25.3%)、4番目の「情報収集、検討段階」(42社・同11.6%)、5番目の「ルール策定段階」(21社・同5.8%)など、いずれも相談や情報収集、検討中、というものである。これらの回答をした企業は2年間の宥恕期間において、積極的に対応への環境整備を進めてもらいたい。

(※)「対応済み」「取り組み中」と回答した391社のうち、無回答や無効回答を除いた363件の結果について分析している

■ 電子帳簿保存法改正への具体的な対応(n=363)

対応済み、取り組み中の方はどのような対応をしましたか、していますか？	数	割合
データをサーバーやクラウドに保存	103	28.4%
税理士・会計士等に相談している	92	25.3%
データをPCに保存	84	23.1%
情報収集、検討段階	42	11.6%
ルール策定段階	21	5.8%
電子署名に対応	8	2.2%
もともと取り組んでいた	8	2.2%
外付けハードディスクを導入	1	0.3%
その他 社内で担当者を教育中(1)、グループ内で対応検討中(1)等	4	1.1%
合計	363	100.0%

※対象外の回答は除外。 調査期間：2022年5月23日～6月30日

2-3. 具体的な対応をする上で苦勞したポイント

続けて、改正電子帳簿保存法について理解し（705社）、その対応について「対応済み」「取り組み中」と回答した企業（391社）（※）に対し、具体的な対応をする上で苦勞したことについて聞いた。最も多かったのは「特になし」の193社で、回答企業の52.2%を占める結果となった。同法はこれまで時代の変化に即してさまざまな改正が行われてきたが、今回の改正については要件緩和措置が多いこと、また電子取引についての電子データ保存義務化についてもこれまでの業務の延長線上で対応できるものが多いためだと考えられる。特に近年、業務効率化に向けて取り組む企業が多かったテレワークやペーパーレスの推進との相性も良い。すでに対応を進められた企業はスムーズに運用できている様子がうかがえる。

一方、具体的に苦勞したポイントとして挙げた

回答には、「慣れるまでに期間が必要」（36社・同9.7%）、「取引先が未対応」（22社・同5.9%）、「時間がかかる」（13社・同3.5%）、「電帳法を理解すること」（12社・同3.2%）などが見られた。同法の改正について理解していても取り組めていない企業は、こうした理由により対応が進んでいない可能性がある。また要件緩和とともに罰則も強化されていることから、これまでと同じ感覚で進めていると意図的でなくても不正と見なされてしまうリスクがある。改正された内容も含めて、改めて同法全体の理解を深めてみてほしい。

（※）「対応済み」「取り組み中」と回答した391社のうち、無回答や無効回答を除いた370件の結果について分析している

■ 具体的な対応をする上で苦勞したポイント（n=370）

具体的な対応をする上で苦勞したポイント	数	割合
特になし	193	52.2%
慣れるまでに期間が必要	36	9.7%
税理士・会計士等にお任せしている	31	8.4%
ルール策定段階	26	7.0%
取引先が未対応	22	5.9%
時間がかかる	13	3.5%
電帳法を理解すること	12	3.2%
データの管理	9	2.4%
何をすればいいかわからない	9	2.4%
費用面	7	1.9%
ツールの選定	3	0.8%
その他 <small>社内の担当者に任せている(3)、ITや税務関連の用語が分からない(2)、アプリの互換性による文字化け(1) 等</small>	9	2.4%
合計	370	100.0%

※対象外の回答は除外。 調査期間：2022年5月23日～6月30日

3. 改正電子帳簿保存法についての説明有無

電子帳簿保存法の改正については、今回特にポイントになるのが電子取引による電子データ管理についてであり、納税申告と絡むことであるため、その対応はとても重要なものとなる。多くの中小

企業が経理業務の相談を顧問税理士や会計士などに行っていることから、こうした専門家からどの程度説明が行われているかを把握する調査を実施した。

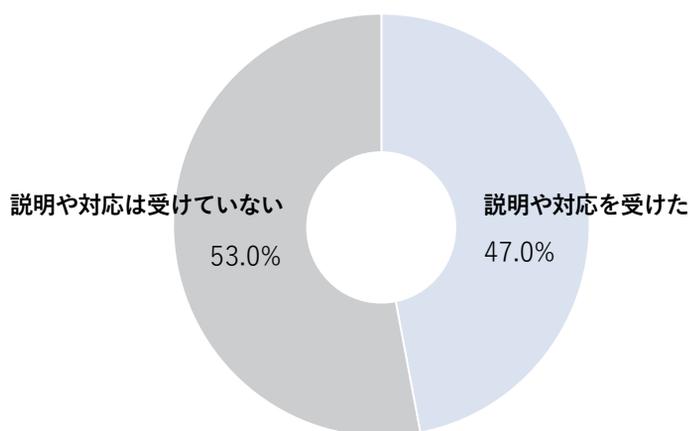
改正電子帳簿保存法が2022年1月に施行されたことについて、顧問税理士や会計士などから説明を受けたり、対応についての提案を受けたかについて聞いた結果が以下のグラフである。

「説明や対応を受けた」と回答した企業は47.0%、「説明や対応は受けていない」の53.0%よりも少ない結果となった。半数近くは顧問先から提案してもらっているが、半数はまだされていない。本レポート内の他の設問からもうかがえるように、中小企業経営者の中には今回の改正について理解していても取り組めていないケースや、内容についての理解が及んでいないケースもある。今回の法改正に伴う義務化や罰則に関する情報共有にとど

まらず、実施することによるメリットや導入に向けた進め方など、身近な専門家からのアドバイスを積極的に行いながら、中小企業経営者の理解促進につなげる環境づくりが重要だろう。

また、こうした法改正や制度の変更は毎年のように生まれ、日々の業務に追われている中小企業経営者へ情報が届きにくいことも事実である。今回の法改正に限らず、企業側のニーズも踏まえた効率的な対策が求められる中、これらの変化にいち早く対応できる支援者や団体などの存在が、変化の激しい今、これまで以上に必要になるかもしれない。

■ 顧問税理士、会計士等からの説明、提案の有無 (n=1,240)



4. まとめ

○中小企業の取り組みは道半ば

本レポートにて改正電子帳簿保存法を取り上げた背景は、企業の経理関連の業務が2023年に向けて大きく変わろうとしていること、その変化として注目されているものに2つの制度があり、そのひとつが同法の改正であるためである。

電子帳簿保存法を中小企業が導入するメリットとしては、テレワークや多様な働き方への対応が進むこと、ペーパーレスのさらなる推進、書類のデータ管理が進むことによる紛失リスクやコストの削減効果、検索しやすくなることによる業務の効率化などが挙げられるだろう。時代の変化に合わせて業務自体を効率化しつつ、国側としては課税に係る業務の効率化に加えて、改ざん防止への期待もあると考えられる。

しかしながら、同法への中小企業の取り組みは決して順調に進んでいるとは言えない状況にある。本レポートでも紹介した通り、すでに同法の改正は2022年1月から施行されているものの、同法についての理解や、具体的な対応が進んでいる企業はまだまだ少ない。この取り組みを拡大していくためにも、より丁寧な情報提供や理解活動が必要だと言えるだろう。

○少しでも早い対応を

また、中小企業が同法への取り組みを進める際には、単にデジタル化へ対応するだけでなく、自社が今後も運用しやすい環境整備を意識して取り組む視点も重要だと考える。自社の業務フローに合った適切なソフトや運用手段の検討や、これらのツールを運用する従業員側の理解促進と情報管理の徹底、それに向けた教育の機会の創出なども必要になるだろう。改正法には罰則も規定されて

いることから、改ざんのみならず、うっかりミスであっても発生しないような環境整備も求められることになるためである。

また、本項の冒頭で記述した「注目されている2つの制度」のうちのもうひとつはインボイス制度（適格請求書保存方式）である。仕入税額控除を行う課税事業者（適格請求書発行事業者）であれば必ず対応が求められる制度で、電子インボイスを交付または受領する際には電子帳簿保存法への理解も必要になると言われている。

宥恕措置期間があるとはいえ、納税にも関わる重要な取り組みであることには間違いなく、少しでも早い対応をすることが求められる。

○中小企業への情報提供やサポートの拡充を

こうした動きは、昨今のDX（デジタルトランスフォーメーション）の流れと関連していると言えるだろう。言い換えれば、この機に改めて自社の経理業務について、適切なフローを再確認したり、業務の無駄を省きつつ効率化を進めたりすることに加え、よりデータ管理が進むことで改めてデータ利活用への機運を社内で盛り上げることも検討してみたいだろうか。

新型コロナウイルスの感染拡大から2年半がたち、少しずつ経済活動の活発化への期待が高まっている。そんな中、同法への取り組みはテレワークの普及や多様な人材の確保等、これまでの働き方からの変化にも貢献するものであり、その意味でも中小企業が同法を理解し、対応をしていくことは必須になってくる。

合わせて行政に対しては、中小企業の理解促進と、中小企業が対応しやすい工夫や、障壁を取り除くためのサポートも行ってもらいたい。